

2021年2月4日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会
専務理事 伊東 明彦 様

一般社団法人 日本音楽著作権協会
常務理事・業務本部統括 宮内 隆



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当協会の対応について（2）

平素より当協会の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

生活衛生同業組合の皆様におかれては、未曾有の災禍の中、大変なご苦勞をされておられることと案じております。

緊急事態宣言に伴う飲食店の窮状は、察するに余り有るものと考えておりますので、貴会からの申入れを受け、今回の非常事態の喫緊の対応として、緊急事態宣言が解除されるまでの間、以下の措置を講ずることとします。

1 減免・解約の届出方法の簡素化

各店舗と締結している利用許諾契約では、「あらかじめ書面により届け出て」と規定していますが、緊急事態宣言が原因で営業を停止した場合は、事後の届出をお認めし、休業若しくは解約にかかる証憑書類を不要とします。この取扱いは、カラオケ歌唱室の減室も同様とします。

2 減免条件の緩和

使用料を減免するには、「管理著作物の利用できない期間が1か月を超えて継続的に不能の状態」であることが条件でしたが、この条件を緩和し、利用できない期間が1か月未満であっても、1か月の利用（営業）期間に応じて、下記のとおり、月額使用料を減額することとします。

◆ 1か月の利用期間ごとの使用料の割合

利用（営業）日数	使用料額
1日～7日	月額使用料の 25%
8日～15日	月額使用料の 50%
16日～23日	月額使用料の 75%
24日～31日	月額使用料の 100%

以上